

静岡県告示第290号の16

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和31年静岡県告示第936号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
(軽微な変更)				(軽微な変更)			
<p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 別表の9の項の採択基準の欄の(3)に掲げる事業及び32の項の事業にあつては、補助金の額の変更</p>				<p><b>第7条</b> 第5条第1号ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 別表の9の項の採択基準の欄の(3)及び29の項の採択基準の欄の(5)に掲げる事業並びに32の項の事業にあつては、補助金の額の変更</p>			
別表 (略)				別表 (略)			
番号	事業等	補助事業		番号	事業等	補助事業	
		採択基準	補助率(額)			採択基準	補助率(額)
(略)				(略)			
29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)～(4) (略)	(略)	29	農業基盤整備促進事業	次のいずれかに該当するもの (1)～(4) (略) <u>(5) 畑作等促進整備事業交付金交付等要綱(令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知)別表1の事業内容の欄に掲げる事業</u>	(略)
(略)				(略)			
別記様式第5号 (略)				別記様式第5号 (略)			
事業費補助金請求書(概算払請求書)				事業費補助金請求書(概算払請求書)			
(略)				(略)			

記載上の注意事項 1・2 (略) 3 破線部は、第10条第1項ただし書又は第3項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は遂行状況報告の欄は空欄とすること。 4・5 (略)	記載上の注意事項 1・2 (略) 3 破線部は、第10条第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は遂行状況報告の欄は空欄とすること。 4・5 (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。